

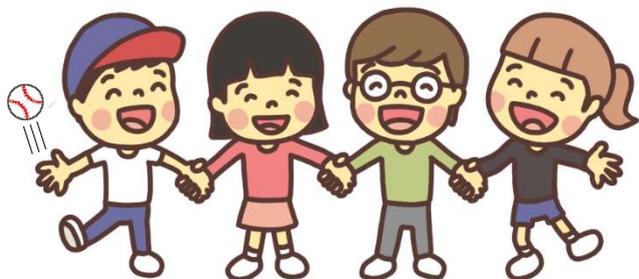
令和6年4月スタート!

子どもにかかわる相談の窓口です

あこやか福祉センター

「中野区こども家庭センター」

のご案内



こども家庭センターってどんなところ?

児童福祉法の改正により、各自治体に『こども家庭センター』の設置が努力義務化されます。

中野区では令和6年4月から、区内4か所のすこやか福祉センターを『中野区こども家庭センター』として位置づけました。地域の子どもにかかわる相談の窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を、より一層充実させてまいります。

どんな人が相談できるの?

中野区にお住まいの妊産婦、18歳未満の子ども及びその保護者、並びにその家族を対象に、育児や子育てに関する様々な相談をお受けします。

だれが相談を聞いてくれるの?

保健師、福祉職、心理職、栄養士、歯科衛生士等の専門職がお話を伺います。

どこに相談すればいいの?

お住まいの地域の担当すこやか福祉センターまで、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

- 中部すこやか福祉センター TEL 03-3367-7788
- 北部すこやか福祉センター TEL 03-3389-4321
- 南部すこやか福祉センター TEL 03-3380-5551
- 鷺宮すこやか福祉センター TEL 03-3336-7111

☆ 月～土（日、祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時まで

どんな相談ができるの？

妊娠・出産・子育てに関する様々なお悩みの相談をお受けします。たとえば…



- 妊娠中のからだのことが心配
- 初めての出産が不安
- 出産後の子育てのことが心配 など

- 離乳食の進め方が分からない
- 子どもが偏食でご飯を食べてくれない
- 言葉が遅い、こだわりが強い など



- 家族で子育てに対する価値観が違う
- 子どもが家でひきこもっている
- 経済的に不安 など



- 家の手伝いばかりで自分の時間がない
- 家族とトラブルがあり精神的に辛い
- 友達関係で悩んでいる など



「こんなこと相談してもいいのかな?」、「どこに聞けばいいのかわからない」など、どんなことでも構いません。まずは、すこやか福祉センターにお気軽にご相談ください。もちろん、お子様からのご相談もお待ちしています！

すこやか福祉センターでは、子どもにかかわる相談のほか、保健・福祉にかかわる相談も受け付けています。また、地域の支えあい拠点として、様々な相談・支援、各種事業やサービスの提供を行っています。

子どもに関する相談（こども家庭センター）

- 妊娠・出産期から18歳までのすべての子どもと子育て家庭を支援します。
- 発育発達、健康、友達関係など様々な相談に、専門職が相談をお受けします。

保健・福祉に関する相談

- 保健・福祉サービスの提供・支援、家族等への相談・支援、健康づくりや介護状態を予防するための相談などをお受けしています。

※大気汚染／難病医療費助成／中野区区民健診の申込受付などの手続きも取り扱っています。

地域の支えあいについて

- 地域のネットワーク作りの推進に関すること、個人の生活上の困りごとや近隣の支援が必要な方に対する制度やサービスの相談をお受けします。

障害のある方の相談（障害者相談支援事業所）

- 障害福祉サービス（自立支援給付、障害者通所給付等）に関する相談をお受けします。
- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳に関することや各種福祉サービスの申請を受付けます。
- 自立支援医療費制度（精神通院、更生医療）の申請を受付けます。 など

高齢者の相談（地域包括支援センター）

- 介護保険制度のご案内、要介護認定申請を受付けます。
- 高齢者や介護するご家族の生活の不安や悩みの相談をお受けしています。 など

★ お問い合わせは、お住まいの地域の担当すこやか福祉センターまで ★